			給			与 支			給	
	給	与	期	間	中	<i>(</i> 2	病	休		休
事由	要件	要件	要	件 消	滅	休 職 復 職	給 与 全	期間数	公務災害	病
給与種目	発 生	変更	離職	死 亡	その他	優 職停 職時 中華	公務傷病等	私傷病	通勤災害	結 核 教 特 法 第 1 4 条
給料月額	日 割	日 割	日 割	当月まで	日 割	日 割	0	0	100/100	100/100
給料の調整額	日 割	日 割	日 割	当月まで	日 割	日 割	0	0	100/100	100/100
教職調整額	日 割	日 割	日 割	当月まで	日 割	日 割	0	0	100/100	100/100
地 域 手 当	日 割	日 割	日 割	当月まで	日 割	日 割	0	0	100/100	100/100
扶 養 手 当	翌月から	翌月から	当月まで	当月まで	当月まで	日 割	0	0	100/100	100/100
通 勤 手 当	翌月から	翌月から	当月まで	当月まで	当月まで	/	×	×	×	×
単身赴任手当	翌月から	翌月から	当月まで	当月まで	当月まで	日 割	0	0	100/100	100/100
住 居 手 当	翌月から	翌月から	当月まで	当月まで	当月まで	日 割	0	0	100/100	100/100
初任給調整手当	日 割	日 割	日 割	当月まで	日 割	日 割	0	0	100/100	100/100
期 末 手 当	/	/	/	/	/	/	/	/	100/100	100/100
勤 勉 手 当							/	/	100/100	100/100 勤務日数 0 → 0
義務教育等教員特別手当	日 割	日 割	日 割	当月まで	日 割	日 割	0	0	100/100	100/100
特 地 勤 務 手 当 等	日 割	日 割	日 割	当月まで	日 割	日 割	0	0	100/100	100/100
へき地手当等	日 割	日 割	日 割	当月まで	日 割	日 割	0	0	100/100	100/100
管 理 職 手 当	日 割	日 割	日 割	当月まで	日 割	日 割	0	×	100/100	/
特殊勤務手当	/	/	/	/	/		/	/	/	/
宿日直手当										
管理職員特別勤務手当										
時間外勤務手当										
休日勤務手当										
夜 間 勤 務 手 当	/			/						
寒冷地手当	/	/		/	/	日 割 (※4)	0	0	100/100	100/100
産業教育手当	日 割	日 割	日 割	当月まで	日 割	日 割	0	×	100/100	×
定時制通信教育手当	日 割	日 割	日 割	当月まで	日 割	日 割	0	×	100/100	×
農林漁業普及指導手当根 拠 条 例 、 規 則 等	日 割 条例第 7 条	日 割	日 割 条例第7 条	当月まで 条例第7 条	日 割	日 期 7 0第5条	0	×	100/100 条例第23 条第1号	教特法第 14条

⁽注1) 基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6ヶ月以内の期間において、勤務した期間がある職員には、当該基準日 (注2) 給料及び管理職手当の月額の合計額に対する地域手当とする。 (注3) 給料の月額に対する特地勤務手当等・へき地手当等とする。 (注4) 基準日において支給対象である職員が、当該基準日の翌日から当該基準日の属する月の末日までの間に休職等となった場合等の

関 係 早 見 表

1273		1714		•					'	
		職		or n		懲戒		減額	la lin de fel de la	
	気	刑事事件	分限条例 	列第 2 条 規則7—	専従	育児			(勤務しない場 合、部分休業、 介護休暇、介護	根拠条例・規則等
左記以外	その他	N T T I	46 第1条 第1号	# 46 第1条 第2号	許可	休 業	停職	減給	時間、修学部分 休業、高齢者部 分休業)	
80/100	80/100	60/100 以内	70/100 以内	100/100 以内	×	×	×	減給	減 額	条例第7条、 規則7-0第5条
80/100	80/100	60/100 以内	70/100 以内	100/100 以内	×	×	×	減給	減額	規則7一0第5条の3
80/100	80/100	60/100 以内	70/100 以内	100/100 以内	×	×	×	減給	減額	給与条例給料表備考、 規則7-65第1条
80/100	80/100	60/100 以内	70/100 以内	100/100 以内	×	×	×	減 給 しない	減 額 (注 2)	規則7-53第13条
80/100	80/100	60/100 以内	70/100 以内	100/100 以内	×	×	×	減 給 しない	減 額 しない	規則7-0第6条
×	×	×	×	×	×	×	×	減 給しない	減 額 しない	規則7-38第14条の2、 第15条
×	×	×	×	×	×	×	×	減 給しない	減 額 しない	規則7一0第7条
80/100	80/100	60/100 以内	70/100 以内	100/100 以内	×	×	×	減 給しない	減 額 しない	規則7-0第7条、 規則7-61第8条
×	×	×	×	×	×	×	×	減 給しない	減額	規則7-41第9条
80/100	80/100	×	70/100 以内	100/100 以内	×	※ (注1)	×	減 給しない	減 額 しない	規則 7 —14第8条
×	×	×	×	×	×	※ (注1)	×	減 給 しない	減 額 しない	規則7-15第8条
×	×	×	×	×	×	×	×	減 給しない	減額	規則 7 — 78第 4 条
×	×	×	×	×	×	×	×	減 給 しない	減 額 (注3)	規則 7 —62第8条
×	×	×	×	×	×	×	×	減 給しない	減 額 (注3)	規則 7 — 39第 9 条
	/	×	×	×	×	×	×	減 給 しない	減額	規則7-18第3条
/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	規則7-2第42条
	/	/	/	/		/	/	/	/	規則7-17第5条
/	/	/	/	/	/	/	/	/		規則7一0第8条
/	/	/	/	/	/	/	/	/		規則7一0第8条
/	/	/	/	/	/	/	/	/		規則7一0第8条
						/		\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \		規則7一0第8条
80/100	80/100	×	70/100 以内	100/100 以内	×	×	×	減給しない	減額	規則7一1第6条
×	×	×	×	×	×	×	×	減給しない	減額	規則 7 — 36第 5 条
×	×	×	×	×	×	×	×	減 給しない	減額	規則 7 — 40第 4 条
×	×	×	×	×	×	×	×	減 給 しない	減額	規則7-44第5条
条例第23 条第2号	条例第23 条第3号	条例第23 条第4号	条例第23 条第5号 規則7— 46	条例第23 条第5号 規則7一 46	地公法 第55条 の 2	育児休 業法第 4条	懲戒条 例第 5 条	懲戒条 例第 4 条	条例第17条等	

に係る期末手当・勤勉手当を支給する(育児休業条例第7条)。